

長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業

【スキーム図】



災害発生（災害救助法適用）

(1)①資機材借用要請



被災地社協
(県外)

(4)①資機材貸し出し



(2)①
借用申込書提出

(5)①資機材返却



(2)②借用申込書転送

被災地都道府県社協

長崎県社協
(資機材ネットワーク団体)

(資機材ネットワーク団体)

(1)②
利用相談

(1)③
利用同意

中央共同募金会

(3)①貸し出し決定
(3)②各種調整
(または、直接被災地社協と調整)



長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業

《事業の成り立ち》

長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業（以下「本事業」という）は長崎県社会福祉協議会（以下「長崎県社協」という）が中央共同募金会の「災害時のボランティア活動資機材ネットワーク」助成を受けて、資機材ネットワーク団体として資機材を購入し立ち上げたものです。 ※資機材保管状況の写真等をつける

《事業内容》

災害発生時に被災地市町村で災害ボランティアセンターが立ち上がった場合に、活動が迅速に開始できるよう、長崎県社協が保管している資機材を貸し出します。

《保管資機材》

「保管資機材リスト」をご参照ください。

《借用申込～返却の流れ》（スキーム図参照）

（１）資機材借用要請

- ①本事業による資機材の借用を希望する被災地社協は、被災地の都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という）へ連絡
- ②都道府県社協は、中央共同募金会へ相談
- ③中央共同募金会が同意

（２）借用申込書提出

- ①同意が得られたら、被災地社協は都道府県社協へ「借用申込書」を提出
- ②都道府県社協は、「借用申込書」を長崎県社協へ転送

(3) 貸し出し決定、各種調整

- ①「借用申込書」を受理した長崎県社協は、内容を確認し貸し出しを決定
- ②都道府県社協または被災地社協と配送日時等各種調整

(4) 資機材貸し出し

- ①長崎県社協は、借用申込書に添付された「保管資機材リスト」の“借用希望数”に記載の資機材を準備の上、指定の日時に被災地社協へ運送
- ②運送委託会社：ジャパンロジ株式会社長崎支店（電話：0957-46-0147）
- ③資機材の使用は無償、借用期限は原則災害ボランティアセンター閉所まで
- ④運送費：往復、被災地負担

(5) 資機材返却

- ①長崎県社協へ連絡の上、返却が不要なものを除きすべて返却
- ②再度の使用が難しい程度の汚損・破損資機材については、「保管資機材リスト」に記載のとおり、補充の上返却
- ③返却先：ジャパンロジ株式会社長崎支店
- ④返却時の運送会社は自由選択可。ただし、保管倉庫への搬入は上記③の車両で行う必要があるため、運送費の観点から③への依頼を推奨。

(6) 本事業に関する問合せ先

長崎県社協 地域福祉推進課（電話：095-846-8618）